

行政情報

固定資産税・都市計画税の お知らせ

固定資産税の評価替え

市では、固定資産税の適正な評価と税負担の公平を図るため、3年ごとに評価替えを行っており、平成24年度は評価替えの年(基準年度)になっています。

今年度決定した評価額は、原則として平成26年度まで据え置かれます。

評価額等は9月3日(月)に送付する納税通知書に添付の課税明細書でご確認ください。

縦覧帳簿による縦覧

縦覧は、納税者が本人所有以外の市内に所在する土地や家屋の評価額を見ることとができ、自分のものと比較することで、評価の適正さが確認できる制度です。

期間

8月15日(水)～10月1日(月)

手数料

無料

課税台帳の閲覧

市内に資産(土地・家屋・償却資産)を所有する本人や同居する家族は、8月15日(水)から課税標準額等を見ることが出来ます。

手数料

1件につき300円
(ただし、縦覧帳簿による縦覧期間中に平成24年度分を閲覧する場合は無料)

縦覧・閲覧の共通事項

とき

午前8時30分～午後5時
(土日・祝日を除く)

支所市民生活課・各支所

※縦覧、閲覧の際には本人
確認用に身分証明書を
持ちください。代理申請
の場合は委任状が必要
です。

路線価の公開

宅地の価格評価の基準となる路線価と標準宅地の位置を8月15日(水)から窓口で閲覧できます。平成23年1月1日(基準日)の価格と半年後の7月1日時点の修正率およびその価格です。資産評価システム研究センターのホームページ「全国地価マップ」で閲覧することもできます。

支所市民生活課・各支所

※総合支所は各管内分、支所は本庁分を備え付け

証明書の交付時期

平成24年度分の評価証明書は8月15日(水)、公課証明書は9月3日(月)から交付します。

資産税課

(内線3115・3119・3124)

国民健康保険税納税通知書をお届けします

国民健康保険に加入している方には、平成23年中の所得に基づき、加入者ごとに保険税を計算し、8月中旬に平成24年度保険税納税通知書を郵送します。

◆納税通知書が届かない場合、または不明な点がありましたら、お住まいの地区の国保税担当窓口までお問い合わせください。

支所市民生活課

(内線2337・2339)

◆特別障害者手当

精神または、身体に重度の障害を有するため、日常生活において常時特別の介護を要する状態にある在宅

の二十歳以上の方に支給されます。

支給額は、月額26,260円となります。

◆障害児福祉手当

在宅の重度障害児(二十歳未満)で、日常生活の活動が著しく制限され、介護を要する状態にある方に支給されます。

支給額は、月額14,280円となります。

※所定の診断書を提出していただき、基準項目の審査によって支給の可否を決定します。詳しくはお問い合わせください。

支所市民生活課

(内線2479)

震災に伴う国民健康保険税・後期高齢者医療保険料の減免

震災により被災した世帯に対する減免措置が平成24年9月分まで延長となりましたので、次のいずれかに該当する場合は、国民健康保険税・後期高齢者医療保険料の減免を申請することができます。

減免理由	減免割合	申請に必要な添付書類
① 住居が全壊した場合	全額	
② 住居が大規模半壊または半壊した場合	半額	り災証明書
③ 主たる生計維持者が死亡した場合	全額	死亡診断書、死体検案書等
④ 主たる生計維持者が重篤な傷病を負った場合		医師の診断書
⑤ 主たる生計維持者が障害者となった場合		身体障害者手帳等
⑥ 主たる生計維持者が行方不明となった場合		行方不明であることを理由として、災害弔慰金の支給を受けたことが分かる書類の写し等
⑦ 主たる生計維持者以外の世帯員が行方不明となった場合	行方不明者に係る保険料の全額	
⑧ 福島原発の事故により避難指示等の対象となっている場合	全額	避難指示等の対象地域に住所を有していたことが確認できるもの
⑨ 主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入または給与収入のいずれかで10分の3以上の減少が見込まれる場合(所得制限あり) ※収入減少の要件は、平成22年中の収入と平成24年中の収入見込で比較します	減少する割合と平成22年所得に応じて2/10から全額	・被災証明書 ・主たる生計維持者および世帯の平成22年中の収入、所得等がわかる書類 ・主たる生計維持者の平成24年中の収入見込額がわかる書類

申請には、減免理由によって必要な書類、印鑑を持参して申請してください。
※⑤は後期高齢者医療保険料の方は減免対象外です。
◎減免理由①から⑧に該当する方で、平成23年度に減免を受けている方は、改めて申請する必要はありません。また、減免理由⑨に該当する方は、収入減少を比較する年が変わりますので、申請が必要となります。
※収入減少により減免を受けた方で、確定申告等により収入減少額が要件を満たさないことが判明した場合は、遡って減免取消となります。
【減免適用期間】 平成24年4月分～9月分の月割算定額
※福島原発事故関連の場合は、平成24年4月分～平成25年3月分
申・問 保険年金課(内線2337～2339・2342)・各総合支所市民生活課

子ども医療費助成受給資格登録(更新)の手続き

子ども医療費助成受給者証は、毎年10月1日が更新日です。
助成内容 0歳から小学4年生の外来および入院、小学5・6年生の入院に係る保険診療分の自己負担額
対象 市内に住所を有する、平成12年4月2日以降に生まれた子どもの保護者(生活保護を受けている方は手続きの必要はありません)
①申請時に所得状況を確認することに同意した方…手続きの必要はありません。平成24年度の所得状況を確認し、9月下旬に、助成該当者には受給者証を、非該当者には文書を郵送します。
②前記①以外の方…8月10日(金)までに申請書を発送しますので、8月31日(金)までに、必要事項を記入の上、申請してください。
申請方法 直接窓口、または郵便で申請できます。
必要なもの ・健康保険証(お子さんのお名前が入ったもの、郵送の場合は写し)
・印かん(ゴム印を除く。認印で可)
※平成24年1月1日現在、市に住所を有していない保護者の方は、前住所地からの所得証明(平成24年度分)または源泉徴収票のコピー(平成23年分)が必要です。
・窓口での申請の際、所得状況を確認することに同意されない方は、所得証明書等の提出が必要になります。
・郵送の際には申請書に必要事項を記入・押印の上、前記写しを同封し、郵送してください。(現在お使いの受給者証は同封する必要はありません)
申・問 〒986-8501 [住所不要] 保険年金課給付グループ
保険年金課(内線2344)・各総合支所市民生活課・各支所

まちの話題

雄勝地区



待ってました!
ウニまつり

6月17日(日)
おがつ店こ屋街

雄勝町産のウニのおいしさをPRする「海鮮市ウニまつり」(実行委主催)が開かれ、地元住民や観光客でにぎわいました。雄勝地区のウニ漁は震災後中断されていましたが、今年5月から漁が再開したことを受け、まつりを復活。地場産のウニ2トンを、市価よりも3割ほど安く販売するとあって、長い列ができました。買ったばかりのウニをその場で食べるコーナーも設けられ、来場者は特産の味を楽しみました。

河北地区

早く大きくなあれ



6月11日(月)
河北総合支所前
ロータリー

河北幼稚園の子どもたちが、河北総合支所前のロータリーで行われた「花いっぱい運動」に参加しました。まだ咲いていないサルビアとマリーゴールドの花の苗を優しく両手に持って「どんな色が咲くかな」と友達と楽しそうに会話していました。子どもたちは「夏の暑い日差しに負けず、早く大きくなってね」と願いを込めて花の苗を植えていました。

65歳以上の介護保険料(本算定)の 決定通知書をお届けします

平成24年度の介護保険料は、平成24年度の市民税課税内容が決定していなかったため、暫定的な保険料額としていましたが、今回、保険料額が確定しましたので、決定通知書をお届けします。

●年金から天引きされる方(特別徴収者)

10月・12月・2月の年金から自動的に天引きされる金額を通知します。
なお、今年の10月から年金天引きが開始する方は、8月納入分の納付書も別にお届けしますので納め忘れのないようお願いいたします。

●納付書・口座振替等で納入する方(普通徴収者)

8月・10月・12月・2月の4回で納入していただく納付書をお届けします。
なお、口座振替や納税組合を通じて納入していただく方は金額だけの通知となります。

市の介護保険料額

段階	対象	介護保険料			
		割合	月額	年額	
第1段階	生活保護を受けている方、世帯全員が市民税非課税で老齢福祉年金を受けている方	基準額×0.5	1,750円	21,000円	
第2段階	本人および世帯全員が市民税非課税の方(合計所得金額+課税年金収入額※が80万円以下の場合)				
第3段階	本人および世帯全員が市民税非課税の方(第2段階以外の方)	基準額×0.75	2,625円	31,500円	
第4段階	本人が市民税非課税の方(世帯内に市民税課税者がいる場合)	(合計所得金額+課税年金収入額※が80万円以下)	基準額×0.875	3,062円	36,700円
		上記以外の方	基準額	3,500円	42,000円
第5段階	本人が市民税課税の方(合計所得金額が200万円未満の場合)	基準額×1.25	4,375円	52,500円	
第6段階	本人が市民税課税の方(合計所得金額が200万円以上の場合)	基準額×1.5	5,250円	63,000円	

※課税年金収入額とは、市町村民税の課税対象となる年金(障害年金、遺族年金等の非課税年金以外の年金収入)で、公的年金控除額を差し引く前の金額(受給額)をいいます。

※8月中旬ごろまで、納付書が届かない場合や、ご不明な点はお問い合わせください。

問 介護保険課(内線2443~2445)・各総合支所保健福祉課

住民票や戸籍の請求・届出時、運転免許証等で本人確認をおこなっています

個人情報や他人に不正に取得されることを防ぐため、また、住所異動や戸籍の本人以外による不正な届出を防ぐため、住民票や戸籍の請求・届出をするときに、運転免許証等で本人確認をおこなっています。

住民票や戸籍の請求をされる際、窓口に来られる方は、運転免許証、パスポート、写真付き住民基本台帳カード等の官公庁発行の写真付き身分証明書(本人確認書類)を忘れずにお持ちください。官公庁発行の写真付き身分証明書をお持ちでない方は、健康保険証、介護保険証、年金証書等氏名、住所、生年月日の確認できる複数の書類をお持ち

ただければ請求できません。また、聞き取り等の方法でも「本人確認」を行います。なお、代理の方は、委任状等も必要になります。

住所異動や戸籍届出に係る「本人確認」も、同様に実施しています。確認できない場合は、住所へ届出があった旨の通知を出して確かめています。

問 市民課
(内線2313・2314)



霊園行き無料バス

8月13日(月)・14日(火) ※時刻表をご確認の上ご利用ください。

行き

停留所名	1回目	2回目	3回目	4回目	5回目	6回目
石巻駅前	6:00	7:40	9:20	11:00	13:30	15:10
中央三丁目	6:05	7:45	9:25	11:05	13:35	15:15
住吉町	6:07	7:47	9:27	11:07	13:37	15:17
(株)ミヤコーバス 石巻営業所	6:08	7:48	9:28	11:08	13:38	15:18
大橋通り	6:09	7:49	9:29	11:09	13:39	15:19
開北橋	6:10	7:50	9:30	11:10	13:40	15:20
霊園ロータリー前	6:15	7:55	9:35	11:15	13:45	15:25
3-4区墓域前	6:25	8:05	9:45	11:25	13:55	15:35

帰り

停留所名	1回目	2回目	3回目	4回目	5回目	6回目
3-4区墓域前	7:05	8:45	10:25	12:05	14:35	16:15
霊園ロータリー前	7:15	8:55	10:35	12:15	14:45	16:25
開北橋	7:20	9:00	10:40	12:20	14:50	16:30
大橋通り	7:21	9:01	10:41	12:21	14:51	16:31
(株)ミヤコーバス 石巻営業所	7:22	9:02	10:42	12:22	14:52	16:32
住吉町	7:23	9:03	10:43	12:23	14:53	16:33
中央三丁目	7:25	9:05	10:45	12:25	14:55	16:35
石巻駅前	7:30	9:10	10:50	12:30	15:00	16:40

問 環境課(内線3365)

もうすぐお盆です



お盆は、マイカーで墓参される方が多く、石巻霊園内の道路が大変混雑します。駐車禁止区域への駐車は避けて、管理事務所前にある駐車場をご利用ください。なお、駐車禁止区域外の路上は全区域片側駐車となります。

齋場側入口もご利用ください
お盆期間中は、石巻霊園 入口が大変混雑合います。石巻齋場入口の方からも石巻霊園へ行くことができます。

火の後始末を確認しましょう
例年、線香をたいた火の不始末などにより、霊園内で火災が発生しています。線香をたいた火やたばこの吸殻などの後始末を徹底し、火災に十分注意してください。

供物は持ち帰りましょう
皆さんが墓前にお供えた供物は、そのままにしておくとカラスなどによって散乱してしまいます。また、かんきつ類は蜂が寄りやすく他の墓参者にも危険が及びます。供物は必ずお持ち帰りください。

問 環境課(内線3365)

まちの話題

鮮やかな花を 咲かせて

6月10日(日)
桃生総合支所



6月9日・10日の2日間、桃生総合支所で、恒例の「さつき盆栽展示会」が行われました。

会場には、赤や白、ピンク等の愛らしい花を咲かせたさつき盆栽101点を展示。訪れた皆さんを楽しませ、安らぎを与えていました。

出品されたさつき盆栽は、「桃生町さつき愛好会」の会員が手塩にかけて育てたもので、なかには、1鉢以上もあるものや同じ枝から違う色の花を咲かせているものがありました。

河南地区

親子で心身 リフレッシュ

6月24日(日)
河南農村環境
改善センター



スキンシップを楽しみながら健康づくりを進めようと、運動と子育てを組み合わせた「親子ビクス」のワークショップが行われました。親子で体を動かして心身をリフレッシュさせました。

親子体操やエアロビクス教室を主宰するOKJ(本部・東京都)が地元のNPO法人ベビースマイル石巻の協力で開催。1~6歳児を対象に行った午後の部には親子16組が参加し、リズム体操や親子で体を使った遊びを楽しみました。

行政情報

「臨時業者登録」のお知らせ

①建設工事または測量・建設コンサルタント等業務の入札参加資格申請

今年度、市が発注する建設工事や測量・建設コンサルタント等業務の競争入札に参加を希望する事業者

※①については、すでに登録済みの方は、有効期限を平成24年度末(平成25年3月31日)まで延長していただきますので、今回申請する必要はありません。

②物品購入・役務提供の入札参加資格申請
今年度、市が発注する物品購入や役務提供の競

争入札に参加を希望する事業者

③小規模契約希望者登録申請
今年度、市が発注する小規模契約(履行が容易であると認められる、予定価格が50万円未満の小規模のもの)を希望する事業者

※②、③については、すでに登録済みの方は、有効期限を平成25年度末(平成26年3月31日)まで延長していただきますので、今回申請する必要はありません。

申請期限 8月10日(金)
午後5時(必着)

申請方法 郵送に限り受け

下水道へ接続する時の注意(宅地内の排水設備)

適切な排水設備工事を行い、排水設備のトラブルの原因になります。このため、排水設備工事は、必ず市の指定を受けた「石巻市排水設備等工事指定店」へ依頼してください。

「工事指定店」は、工事に必要な手続きも皆さんに代わって行います。

「工事指定店」に関しては、電話またはホームページ「都市・建築/下水道/排水設備工事について」をご覧ください。

下水道管理課
申・問 (内線5688)

住所不要 管財課
23-66611
23-66612(直通)

千981-8501

特別給付金等国債をお持ちの皆さんへ

～国庫債券の残り賦札を一括して償還することができます～

戦傷病者等の妻、戦没者等の遺族として、特別給付金・特別弔慰金の国庫債券をお持ちの方で、震災で被災し住宅等が半壊以上の被害を受けた方は、償還金の支払期日が到来する前の賦札の全部について買上償還を受けることができます。(ただし、償還金は一定の利率で割引かれた金額となります)

●対象

- ◎住宅または事業所に半壊以上の被害を受けた方
 - ◎田畑または漁船に、浸水、流失、滅失または半壊以上の被害を受けた方
- ※いずれも災証明書等によりその事実が確認できる方に限ります。

●対象となる国庫債券

- ・第4回特別給付金国庫債券「ね号」券～「な号」券
- ・第10回特別給付金国庫債券「そ号」券～「つ号」券
- ・第17回特別給付金国庫債券「ち号」券～「た号」券
- ・第22回特別給付金国庫債券「い号」券～「と号」券
- ・第23回特別給付金国庫債券「い号」券
- ・第24回特別給付金国庫債券「い号」券
- ・第8回特別弔慰金国庫債券「い号」券
- ・第9回特別弔慰金国庫債券「い号」券

●償還方法

償還金支払場所(郵便局等)において、買上償還請求書に必要事項を記入し、届出印となる印鑑を押印の上、国庫債券とり災証明書を添付して手続きを行ってください。

●実施期限 平成25年3月29日(金)

申・問 福祉総務課(内線2459)・各総合支所保健福祉課

石巻市家庭教育支援チームの活動紹介

宮城県の養成講座を修了した子育てサポーターやサポーターリーダーが主なメンバーで、次のような活動をして家庭教育を応援します。

- 子育てや家庭教育に関する相談
- 親子で参加するさまざまな取組や講座等の学習機会提供
- ◇子育てサロン
 - 親子一緒に遊び・歌・ダンス・体操等親子で楽しむことができる活動や、お母さんどうしが交流できる活動等を行っています。
 - 「子育てサロン」には託児担当がいますので「子どもは遊んでお母さんは子育て相談等親子が別々の活動に取り組むこともできます。
 - 親子だけでなく、おばあさんとお孫さん、お母さんだけでも参加できます。

戦傷病者等の妻の皆さんに特別給付金が支給されます

この特別給付金は、戦傷病者等を永年介護されてきた妻の皆さんのご苦労に対し、国として慰籍を行うことを目的として、戦傷病者等の妻の皆さんに支給されるものです。

●対象

- ◎新たに戦傷病者等の妻となられた方
 - ・平成15年4月2日から平成23年4月1日の間に、夫が戦傷病者として増加恩給、傷病年金、特例傷病恩給、障害年金等を初めて受けることとなった場合に、その妻に支給されます。
 - ・平成15年4月2日から平成23年4月1日の間に、これらの年金を受けている戦傷病者の方と婚姻をした妻に支給されます。
- ◎「第18回特別給付金」または「第20回特別給付金」を受給されていた戦傷病者等の妻の方
 - ・戦傷病者の方が、平成15年4月1日から平成18年9月30日までの間に、一般のけがや病気で死亡された場合に、その妻に支給されます。

●請求期限 平成26年9月30日(火)

申・問 福祉総務課(内線2459)・各総合支所保健福祉課

戦没者・原爆死没者に黙とうを

- 8月6日(月) 広島市原爆投下時刻…午前8時15分から1分間
 - 8月9日(木) 長崎市原爆投下時刻…午前11時2分から1分間
 - 8月15日(水) 全国戦没者追悼式…正午から1分間
- 世界恒久平和の確立を祈念するため、各職場や家庭で黙とうを捧げましょう。
- 申・問 福祉総務課(内線2458・2459)

まちの話題

牡鹿地区



新園舎落成式

6月29日(金) 鮎川浜

震災で被災した牡鹿第一、第二保育所を統合した牡鹿地区保育所の落成式が、現地で開かれました。

新しい園舎は、日本ユニセフ協会の寄贈によるもので、木のぬくもりを十分に生かしたデザイン。落成式では関係者らがテープカットし、園児たちが大空に風船を飛ばして完成を祝いました。

北上地区



お祭り舞台に熱狂

6月21日(木) 橋浦小学校

仙台を本拠地に太鼓囃子、踊り等の民俗芸能を取り込んだお祭り舞台を行う「民族歌舞団ほうねん座」が、橋浦小学校で復興支援公演を開催しました。同校には現在、被災した相川小学校、吉浜小学校が校舎を間借りしており、3校合同での鑑賞会となりました。

ほうねん座は、県内を巡って公演活動を行い、被災した住民を元気づけています。この日集まった児童と保護者は、力強い和太鼓の響きに感動。また熱気を全身で味わっていました。